

# 土地基本調査の概要

## 1 土地基本調査の体系

土地基本調査は、国土交通省で調査している「法人土地基本調査」（指定統計第121号）及び「法人建物調査」（承認統計）と、総務省で調査している「住宅・土地統計調査」結果から集計した「世帯に係る土地基本統計」から成り、平成5年の調査開始から5年周期で実施し、今回の15年調査で3回目に当たる。

## 2 土地基本調査の調査概要

### 「法人土地基本調査及び法人建物調査」

国及び地方公共団体以外の法人で本邦に本所、本社又は本店を有する法人のうち、資本金1億円以上の全ての会社と、資本金1億円未満の会社法人及び会社以外の法人のうち、統計的手法により抽出された法人の合計49万法人を調査の対象とし、往復郵送調査で実施している。調査基準日は平成15年1月1日である。※法人建物調査は平成10年から実施

### 「世帯に係る土地基本統計」

世帯に係る土地基本統計は土地基本調査を開始した平成5年には、「土地基本調査世帯調査」の名称で承認統計として第1回目を実施。平成10年からは報告者の負担軽減と統計調査の効率的な実施の観点から実地に調査を行うことなく、総務庁が実施した「平成10年住宅・土地統計調査」の結果データを再集計することとし、平成15年調査においても「平成15年住宅・土地統計調査」の結果データを再集計して統計のとりまとめを行った。尚、調査基準日は平成15年10月1日である。

## 3 公表内容及び公表予定

### 第一次速報

平成16年10月1日公表

法人土地基本調査（土地所有法人数、土地件数）  
法人建物調査（建物所有法人数、建物件数）

### 第二次速報

平成17年3月15日公表

・法人土地基本調査（土地の面積を含む各統計）  
・世帯に係る土地基本統計（土地を所有する世帯数、土地件数及び面積）  
・法人建物調査（建物の延べ床面積を含む各統計）

### 確報

平成17年7月15日公表

・土地・建物の資産額推計  
・法人数、面積等の確報値